八王子市在宅医療相談窓口事業実施要綱

平成 28 年（2016 年）６月１日施行

改正　平成29年（2017年）４月１日　　改正　令和2年（2020年）４月１日

（目的）

第１条　この要綱は、高齢者等の在宅医療に関し、医療、介護等の関係機関への相談支援機能等を有する八王子市在宅医療相談窓口（以下「在宅医療相談窓口」という。）に係る事業の実施に関し必要な事項を定め、医療と介護の連携を促進し、在宅医療を推進する基盤の整備を図り、もって市民の保健医療の充実及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

（実施機関）

第２条　この事業の実施主体は八王子市とする。ただし、市が適切な事業運営が確保できると認められる団体等に委託することができる。

（担当区域）

第３条　在宅医療相談窓口の担当区域は市内全域とする。

（事業内容）

第４条　在宅医療相談窓口においては、次に掲げる事業を行う。

（１）在宅医療に関する医療、介護等の関係機関又は市民から相談を受け、必要な支援を行うこと。

（２）在宅医療資源の把握を行い、関係機関等への情報提供を行うこと。

（３）地域の在宅医療と介護の連携を図るための研修会等を開催すること。

（４）その他在宅医療の推進に係る体制整備のために必要なこと。

（５）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（職員の配置）

第５条　在宅医療相談窓口に相談員として次に掲げる職員を置く。

看護師、社会福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者　２人以上

（休業日及び利用時間）

第６条　在宅医療相談窓口の休業日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

（１）土曜日及び日曜日

（２）国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日

（３）12 月 29 日から翌年の１月４日までの日

２　在宅医療相談窓口の利用時間は、午前 10 時から午後４時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（利用対象者）

第７条　在宅医療相談窓口を利用できるものは、次に掲げるものとする。

（１）市内に住所を有する要介護者等

（２）前号に掲げる者の介護者等
（３）在宅医療に関する医療、介護等の関係機関
（４）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（利用料金）

第８条　在宅医療相談窓口の利用は、無料とする。

（委任）

第９条　この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、医療保険部長が別に定める。

附 則　この要綱は、平成 28 年（2016 年）６月１日から施行する。
附 則　この要綱は、平成 29 年（2017 年）４月１日から施行する。
附 則　この要綱は、令和２年（2020 年）４月１日から施行する。